

(証券コード 9036)
(発送日) 2025年6月6日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ネットワーク株式会社
代表取締役社長 若 山 良 孝

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tohbu.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本株主総会では書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内にしたがって2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)
2. 場 所 横浜市神奈川区栄町2番地の9
東部ヨコハマビル4階
(末尾記載の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利となります。ご出席されない場合は、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2025年6月25日（水曜日）午後6時まで**に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、**2025年6月25日（水曜日）午後6時まで**にご行使ください。

(3) 当日ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

以 上

※電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項

本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ①対処すべき課題
- ②財産及び損益の状況
- ③主要な事業内容
- ④主要な事業所
- ⑤使用人の状況
- ⑥主要な借入先の状況
- ⑦その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ⑧新株予約権等の状況
- ⑨会計監査人の状況
- ⑩業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ⑪会社の支配に関する基本方針
- ⑫剰余金の配当等の決定に関する方針
- ⑬連結株主資本等変動計算書
- ⑭連結注記表
- ⑮株主資本等変動計算書
- ⑯個別注記表

当社ウェブサイトにて適宜ご確認いただければ幸いに存じます。

<https://www.tohbu.co.jp/>



(注) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、**2025年6月25日(水曜日)午後6時まで**となっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数（またはパソコン・スマートフォンで重複して）議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。
 - ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安によるインバウンド需要の増進も見られますが、一方で米国の通商政策や、国際紛争が長期化する中、足元では物価の上昇や労働力不足が継続するなど、経営環境は不透明な状況となっております。

当社グループの主力事業である貨物自動車運送業界におきましては、物価高における人件費や燃料費などのコスト全般が上昇するなか、運賃の上昇が原価上昇分に追いついておらず、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況のもと当社グループにおきましては、新たに参入した産業用ガス輸送の高度なスキルを要する人材育成に向けた投資を積極的に行っておりますが、既存輸送においては一部荷主との運賃協議が想定通りには進まず、営業利益で対前年を下回りました。

トラック輸送におきましては、将来にわたる持続可能な収益基盤改革に向け、特殊貨物輸送などの参入障壁の高い物流ヘシフトを加速させるべく、積極的な投資を推し進めるとともに、競合他社との差別化を図ることで収益的な成長を図ってまいります。

また、3PL型物流におきましても、情報化社会のツールを有効活用した、新たな営業展開を強化し、事業拡大を図るとともに安定的な収益の確保に努めてまいります。

当社グループは引き続きESGを意識した経営、3PL型物流サービスの拡大、M&Aによる業容の拡大を推進し、企業価値向上に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は10,370,887千円（前年同期比0.6%増）、営業利益186,773千円（前年同期比40.8%減）、経常利益250,085千円（前年同期比37.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益105,654千円（前年同期比33.9%増）となりました。

次に事業別の概況につきましてご報告申し上げます。

ア. 貨物自動車運送事業

飲料輸送およびその他の一般貨物輸送につきましては、2024年問題の労働力不足を背景に各荷主による物流合理化対策が予想以上に進みオーダー量が減少した

ことに加え、各輸送協力会社においては収益性を優先する流れの中で輸送車両の確保にも苦戦いたしました。

特殊貨物輸送につきましては、子会社である株式会社東北三光と魚津運輸株式会社の業績は安定的に推移しており、また当期から当社グループに加わりましたテーエス運輸株式会社は収益改革が進むとともに産業用ガス輸送の拡大に大きく寄与いたしました。

３ＰＬにつきましては、年間を通してほぼ満床状態で稼働しており、安定的に推移しております。

トランスポートサービス（配車サービス）につきましては、北陸コカ・コーラ社との連携強化による業務拡大が寄与し増収となりましたが、他の荷主のオーダーは減少したことで、収益に影響を及ぼしました。

以上から、当事業の売上高は、関連業務の荷役・保管作業収入を含め、9,472,187千円(前年同期比0.8%増)となり、セグメント利益は170,872千円(前年同期比32.3%減)となりました。

イ. 不動産賃貸事業

自社施設のうち東部ビルでは当期中に空室が埋まり、満床稼働となりました。他の不動産施設においても安定稼働をしており良好に推移しております。

この結果、当事業の売上高は、642,498千円（前年同期比1.2%減）となり、セグメント利益は401,848千円（前年同期比3.0%減）となりました。

ウ. その他事業

自動車整備事業については外注量が減少し、この結果、当事業の売上高は、271,125千円（前年同期比9.5%減）となり、セグメント利益は92,834千円(前年同期比12.9%減) となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は2億8千5百万円となり、内訳は有形固定資産2億8千2百万円、無形固定資産2百万円であります。

有形固定資産の内訳は、事業用土地等8千万円であります。

無形固定資産の内訳は、管理システム等2百万円等であります。

なお、所要資金は自己資金と一部金融機関からの借入等で充当しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2024年3月1日にテーエス運輸株式会社（兵庫県尼崎市）と株式譲渡契約を締結し、4月8日に当該会社の全株式を取得し、子会社といたしました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	所在地	主要な事業内容
株式会社東北三光	30百万円	100.0 %	宮城県 塩竈市	貨物自動車 運送事業
魚津運輸株式会社	20百万円	75.8 %	富山県 魚津市	貨物自動車 運送事業
テーエス運輸株式会社	45百万円	100.0 %	兵庫県 尼崎市	貨物自動車 運送事業

（注）当社は、2024年10月1日付にて相模新栄運送株式会社を吸収合併いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、米国の通商政策の動向や、国内における労働力不足や物価上昇などが継続し、経営環境の先行きが見通せない状況が続くと予想されます。

当社グループは、このような状況下、引き続き経営基盤の安定化に向けた取り組みに力を注ぐとともに、時代に即した物流事業の拡大を目指し、積極的な投資を行い、人材育成に努め未来を創出し、物流事業における競争力の強化、拡大を目指してまいります。

株主の皆様には、尚一層のご理解とご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第109期 (2022年3月期)	第110期 (2023年3月期)	第111期 (2024年3月期)	第112期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	—	9,874	10,304	10,370
経常利益 (百万円)	—	479	401	250
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	414	78	105
1株当たり当期純利益 (円)	—	77.65	14.56	18.67
総資産 (百万円)	—	23,459	24,500	24,676
純資産 (百万円)	—	19,366	20,265	20,304
1株当たり純資産額 (円)	—	3,659.39	3,534.27	3,586.50

(注) 当社は第110期より連結計算書類を作成しております。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
貨物自動車運送事業	清涼飲料輸送、バラセメント輸送、化成品輸送、びん・容器輸送、石油輸送、産業用ガス輸送 等
不動産賃貸事業	商業ビル、物流センター、店舗等の賃貸
その他事業	商品販売事業、自動車整備事業、リース業

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

①当社の主な事業所

名称及び所在地等		名称及び所在地等	
本社	神奈川県横浜市	東部神戸物流センター	兵庫県神戸市
鶴見営業所	神奈川県横浜市	播磨営業所	兵庫県加古郡
海老名営業所	神奈川県海老名市	北陸営業所	富山県砺波市
東部海老名物流センター	神奈川県海老名市	東部北陸物流センター	富山県砺波市
郡山営業所	福島県郡山市	東部堺物流センター	大阪府堺市
高崎営業所	群馬県高崎市	東部滋賀物流センター	滋賀県愛知郡
習志野営業所	千葉県習志野市	仙台営業所	宮城県塩竈市
静岡営業所	静岡県富士市	東部広島物流センター	広島県広島市
大井川営業所	静岡県榛原郡	鶴見整備工場	神奈川県横浜市

②重要な子会社の主な事業所

「(2) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計 年度末比増減
貨物自動車運送事業	377（2）名	40名増（1名減）
不動産賃貸事業	—（—）名	増減なし（増減なし）
その他の事業	10（—）名	1名減（増減なし）
全社（共通）	32（—）名	3名増（増減なし）
合計	419（2）名	42名増（1名減）

(注) 1.使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2.全社（共通）として記載されている使用人数は管理部門に所属している者です。

②当社の使用人の状況

使用人数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
298（2）名	6名減 （1名減）	52.5歳	10.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	229,476千円
株式会社七十七銀行	66,660千円
株式会社日本政策金融公庫	3,360千円
株式会社商工組合中央金庫	2,465千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式譲渡契約締結については、事業報告の1. 企業集団の現況（1）当連結会計年度の事業の状況⑦他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況に記載のとおりであります。

2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 22,996,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,749,000株 |
| (3) 株主数 | 1,374名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 村 巨 宏	1,415,000株	24.64%
丸 全 昭 和 運 輸 株 式 会 社	440,000株	7.66%
ア サ ガ ミ 株 式 会 社	321,000株	5.59%
小 林 茂	172,448株	3.00%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	131,000株	2.28%
中 村 千 鶴 子	120,000株	2.09%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	110,000株	1.91%
中 村 匡 宏	101,292株	1.76%
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	100,000株	1.74%
山 本 穰	88,200株	1.53%

(注) 持株比率は自己株式（7,987株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(役員向け株式給付信託（BBT）)

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

また、監査等委員会設置会社へ移行後も同株式報酬制度（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の継続を2022年6月28日開催の第109回定時株主総会において決議いただいております。

(従業員向けRS信託)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社および子会社の従業員（以下「従業員」という。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、さらに当社業績や株価値上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン(従業員向け株式交付信託（RS信託）)を導入しております。

本制度は、当社が設定した信託の受託者が、当社が信託する金銭を原資として当社の普通株式(以下「当社株式」という。)の取得を行ったうえで、当社が付与するポイント数に応じた数の当社株式を、一定の要件を充足する従業員に対して交付する、というインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の役職等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付するものとします。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

- (2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
* 取締役社長 社長執行役員	若 山 良 孝	魚津運輸株式会社 取締役 テーエス運輸株式会社 取締役
* 取締役専務 専務執行役員	三 澤 秀 幸	
常務取締役 常務執行役員	阿 部 悟 志	営業本部本部長 株式会社東北三光 代表取締役社長 魚津運輸株式会社 取締役
取 締 役 執 行 役 員	渡 邊 一 樹	コーポレートプランニング室長
取 締 役	岩 淵 恵 理	弁護士 プロアクト法律事務所 成友興業株式会社 社外取締役 ビルボックスジャパン株式会社 社外取締役監査等委員
取 締 役 (常勤監査等委員)	飯 島 利 英	テーエス運輸株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	稲 村 久仁雄	
取 締 役 (監査等委員)	坪 井 孝 文	東京トラフィック開発株式会社 社外監査役 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	田 村 伸 子	創価大学法科大学院要件事実教育研究所所長 創価大学法科大学院研究科長

- (注) 1. *印は代表権を有する取締役であります。
2. 取締役岩淵恵理氏、取締役稲村久仁雄氏、取締役坪井孝文氏及び取締役田村伸子氏は、社外取締役であります。なお、当社は4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、飯島利英氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は取締役及び執行役員、並びに子会社である株式会社東北三光、魚津運輸株式会社、テーエス運輸株式会社を含む全役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって

生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

その概要につきましては、以下のとおりです。

ア.基本方針及び方針の決定方法

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。この基本方針に基づき、取締役の報酬の額の決定に関する方針は、取締役会において決定しております。

イ.金銭報酬等及び非金銭報酬等の決定方針

当社の取締役の個人別の報酬等は、役員の役割及び職責、貢献度等に応じて業界水準、業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、決定するものとしております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、及び「株式報酬（株式給付信託・BBT）」により構成しており、業績連動報酬等は支給しておりません。「基本報酬」は月額固定の金銭報酬とし、非金銭報酬である「株式報酬（株式給付信託）」は、役員株式給付規程に従い原則として取締役の退任時に給付します。

なお、退職慰労金制度については廃止しております。

ウ.金銭報酬等または非金銭報酬等の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定方針

取締役の報酬等について、基本報酬、非金銭報酬等個人別の報酬等の支給割合の決定方針については、基本報酬と非金銭報酬等の割合を予め固定することなく、経済的観点から逸脱しないことを留意のうえ、会社業績等を踏まえ、流動的な運用としております。

エ.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定及び委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定に際しては、取締役会決議に基づき代表取締役社長である若山良孝がその具体的内容について委任を受けるものとしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の配分とします。権限を委任した理由は、当社全体の業績を最も俯瞰しつつ、各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役に適切な助言を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該助言の内容に従って決定しなければならないこととしております。当該プロセスを経て、監査等委員である社外取締役から意見を聴取、固定報酬（基本報酬）の妥当性を確認後において、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、株式給付信託（BBT）は、役員株式給付規程に従って個人別の割当株式数を決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2022年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額9百万円以内、年額換算額1億8百万円以内とすることと決議いただいております（但し、使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（社外取締役在籍なし）となります。

上記報酬等の他に、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しております。当該株主総会後の取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）となります。また、監査等委員会設置会社へ移行後も同株式報酬制度（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の継続を2022年6月28日開催の第109回定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名となります。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役（社外取締役を除く）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

具体的には、当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（役員株式給付規程による要件を満たす場合に限る）を給付します。役員に対し給付する株式につい

ては、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、2022年6月28日開催の第109回定時株主総会において、月額150万円以内、年額換算額1千8百万円以内とすることと決議いただいております。当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は4名となります。

③ 取締役の報酬等の総額等

役 員 区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の 員数(人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	80,160 (2,700)	70,332 (2,700)	9,828 (-)	5 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	14,775 (7,020)	14,775 (7,020)	-	5 (4)
合 計 (うち社外役員)	94,935 (9,720)	85,107 (9,720)	9,828 (-)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」に係る当事業年度における役員株式給付引当金繰入額9,828千円が含まれております。
3. 対象となる役員の員数には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
4. 当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会決議に基づき、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することとしております。
5. 非金銭報酬等の総額は、株式報酬制度に基づき株式報酬費用として費用処理した額であります。
6. 非金銭報酬の内容は、当社の株式であり、株式報酬制度により交付するものであります。株式報酬制度については、②取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項及び非金銭報酬等の内容に関する事項に記載のとおりであります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

	氏名	兼職先会社	兼職内容	当該他の法人等との関係
社 外 取締役	岩渕 恵理	プロアクト法律事務所 成友興業株式会社 ピルボックスジャパン株式会社	弁護士 社外取締役 社外取締役（監査等委員）	なし
社 外 取締役 (監査等委員)	稲村久仁雄	—	—	—
	坪井 孝文	東京トラフィック開発株式会社 パシフィックコンサルタンツ株式会社	社外監査役 社外監査役	なし
	田村 伸子	創価大学法科大学院要件事実教育研究所 創価大学法科大学院研究科	所長 科長	なし

② 社外取締役(監査等委員)の主な活動状況

	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役	岩渕 恵理	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回に出席し、弁護士・公認不正検査士としての知見に基づき、必要な発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	稲村久仁雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全て、また監査等委員会6回中6回の全てに出席し、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	坪井 孝文	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回全て、また監査等委員会6回中5回に出席し、他の企業等で培われた豊富な経験知識から取締役会の意思決定の適正性を確保するため、必要に応じ、企業経営に関して有する知見に基づき発言を行っております。
社 外 取締役 (監査等委員)	田村 伸子	2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中10回、また監査等委員会5回中5回に出席し、主に法律分野における幅広い見地から、適宜必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額を限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 普賢監査法人

(2) 会計監査人の報酬等及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,650千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,650千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社監査等委員会は、会計監査人から監査実施状況を通じて必要な資料の入手や報告の聴取により、前期の監査実績の分析・評価を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性について、監査等委員会にて検討し、会社法第399条第1項の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障がある場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、代表取締役自らが繰り返し企業理念の精神を役職員に伝えることにより、法令及び定款に遵守した行動がとられる経営体制の確立に努め、緊急時の連絡体制の確認を行うとともに、風通しの良い社風の維持に心がけ、社内におけるコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、報告、連絡、相談が迅速に行われるようにする。加えて、コンプライアンスの徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に研修等を通じ、指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応し、また、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、事業等のリスク（特定顧客への依存、人材の確保、適切な組織対応）及び情報セキュリティ等にかかるリスクについては、各々の所管部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は、管理本部が行うものとする。

また、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回以上の取締役会を開催し、経営戦略・事業計画等の重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。加えて、取締役会における迅速かつ的確な意思決定への寄与を目的とした経営会議を必要に応じて設置する体制とする。

業務運営については、事業環境を踏まえた経営計画及び年度予算を立案し、目標を設定するとともに、各々所轄部署においては、その目標達成に向けて具体策を立案・実行する。上記の進捗について、投資家その他ステークホルダーの理解を得ることが、効率的な運営には不可欠と考え、年4回のペースでホームページに開示する。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの事業に関して責任者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を整備し、本社管理本部はこれらを横断的に推進し、管理する体制となっております。

なお、子会社の運営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について、当社取締役を含めた事前協議を行うこととする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

当社は、監査等委員会が補助すべき使用人を求めた場合、取締役会は必要に応じて、補助業務をする者を配置する。その場合、当該使用人は監査等委員会の補助業務を執行し、その者の任命、異動、評価等人事権に関しては監査等委員会の意見を尊重した上で行い、その独立性及び監査等委員会の補助業務の実効性の確保に努める。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス違反行為に関する報告・連絡・相談の状況を速やかに報告し、その報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないものとする。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査等委員の職務の執行について生ずる費用については、監査等委員の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役はその説明を求めることとし、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a. 基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした態度で臨み、組織全体として反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とする。また、反社会的勢力に関する情報収集に努め、外部専門機関との連絡体制を強化し、反社会的勢力との取引の防止に努め、関係を遮断していく体制を整備する。

b. 整備状況

当社は、「役員・職員の行動規範」において反社会的勢力との関係遮断について明示し、役職員に対し周知・徹底を図り、管理本部を反社会的勢力の対応部署とし、平素から反社会的勢力に関する情報を一元的に管理及び蓄積し、警察並びに弁護士等の外部専門機関との連携に努める。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、必要に応じて、社内諸規程、個々の業務及び業務フローの見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。当社の取締役会は、各部門から毎月の活動状況の報告を受け、情報共有と経営管理の充実を図っております。また、内部監査室は、独立した観点から実査を中心として内部統制監査を実施しており、法令・定款及び社内規程等に違反している事項がないかを検証しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、永年蓄積した業務知識や、営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを基本施策として、長期的視野に立った経営を行い、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成しております。従って、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えたものが取締役役に就任して、法令及び定款の定めを遵守しつつ当社の財務及び事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

(2) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

当社は、大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされた場合について、その大規模買付者が長期的経営意図や計画もなく一時的な収益向上だけを狙ったもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなどの事情があるときは、企業価値を毀損し、株主共同の利益に資するとはいえないと考えます。

また大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものでありますが、株主の皆様が適切な判断を行うためには、十分な情報が提供される必要があると考えています。そこで大規模買付行為に対するルールとして、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付を行おうとする者に対して、①買付行為の前に、当社取締役会に対して十分な情報提供をすること、②その後、当社取締役会がその買付行為を評価し、交渉・評価意見・代替案のできる期間を設けることを要請するルールを策定いたしました。このルールが遵守されない場合は、株主の皆様の利益を保護する目的で対抗措置を講じる可能性があり、当社といたしましても、これに対する防衛策を導入すべきと考えます。そのため当社は、2007年5月15日開催の取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための、基本方針に照らし不適切な支配の防止のための取組みとして、当社株券等の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下、「現対応方針」といいます。）を決議いたしました。

当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3項に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を継続するとともに、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定し（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）あわせて本対応方針継続の承認議案を本定時株主総会に提出することを決定いたしました。詳細に

つきましては「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続に関するお知らせ」をご参照ください。このプレスリリースの全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.tohbu.co.jp>）に掲載しております。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

- ① 当社取締役会は、不適切な支配の防止のための取組みが策定されることは、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための取組みであり、株主の皆様のご共同利益を損なうものではないと考えます。

当社は、貨物自動車運送事業として永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することと物流の『最適化提案営業』で顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、長期的視野にたった取引先等との業務提携関係の確立、高付加価値の物流サービス体制の確立、従業員研修、コスト競争力の引上げ等、現在のような借入金のない強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当の実現に向け努力してまいります。

このような当社の事業においては、経営の先見性や効率性で収益性を高める観点から専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役役に就任することが必要不可欠であると判断されるからであります。

- ② 取締役会によって恣意的な判断がされることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしており、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

なお、当社は、大規模買付行為に対するルールの設定につきまして、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、2022年6月28日開催の当社第109回定時株主総会において、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）継続の件」を付議承認されております。

上記対応方針の有効期限は、株主総会の承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については、改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかに開示いたします。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来にわたる株主利益の確保と必要な内部留保を行い、業績も勘案しながら安定した配当を継続して実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当社は「当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めております。

※事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,959,653	流 動 負 債	1,556,959
現 金 及 び 預 金	4,468,595	支 払 手 形	73,749
受 取 手 形	21,036	営 業 未 払 金	637,591
電 子 記 録 債 権	125,388	1年内返済予定の長期借入金	28,661
営 業 未 収 入 金	1,179,194	リ ー ス 債 務	72,216
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	28,251	未 払 金	94,668
前 払 費 用	105,241	未 払 費 用	182,849
そ の 他	31,945	未 払 法 人 税 等	103,489
		賞 与 引 当 金	115,291
		そ の 他	248,443
固 定 資 産	18,716,884	固 定 負 債	2,815,462
有 形 固 定 資 産	13,950,957	長 期 借 入 金	273,300
建 物	4,567,078	リ ー ス 債 務	371,107
構 築 物	259,320	繰 上 税 金 負 債	1,301,658
機 械 及 び 装 置	47,171	再評価に係る繰延税金負債	102,258
車 両 運 搬 具	232,124	退職給付に係る負債	240,971
工 具、器 具 及 び 備 品	23,758	役 員 株 式 給 付 引 当 金	47,289
土 地	8,373,831	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	15,560
リ ー ス 資 産	399,320	長 期 前 受 金	7,305
建 設 仮 勘 定	48,352	長 期 預 り 保 証 金	396,567
		長 期 未 払 金	31,100
		資 産 除 去 債 務	19,572
		そ の 他	8,770
無 形 固 定 資 産	614,408	負 債 合 計	4,372,422
ソ フ ト ウ ェ ア	21,653	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	560,267	株 主 資 本	19,408,235
そ の 他	32,487	資 本 本 金	553,031
		資 本 剰 余 金	608,923
投 資 そ の 他 の 資 産	4,151,518	利 益 剰 余 金	18,351,837
投 資 有 価 証 券	2,235,934	自 己 株 式	△105,557
繰 延 税 金 資 産	120,079	その他の包括利益累計額	798,870
差 入 保 証 金	1,379,513	その他有価証券評価差額金	1,162,591
そ の 他	422,987	土 地 再 評 価 差 額 金	△363,721
貸 倒 引 当 金	△6,996	非 支 配 株 主 持 分	97,010
資 産 合 計	24,676,538	純 資 産 合 計	20,304,115
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,676,538

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,370,887
売上原価		9,323,660
売上総利益		1,047,227
販売費及び一般管理費		860,453
営業利益		186,773
営業外収益		
受取利息	2,327	
受取配当金	69,469	
その他の	12,617	84,415
営業外費用		
支払利息	14,459	
支払手数料	4,500	
その他の	2,144	21,103
経常利益		250,085
特別利益		
固定資産売却益	39,893	
投資有価証券売却益	175,840	215,733
特別損失		
固定資産除却損	2,231	
減損損失	152,977	155,209
税金等調整前当期純利益		310,609
法人税、住民税及び事業税	198,046	
法人税等調整額	△7,105	190,941
当期純利益		119,667
非支配株主に帰属する当期純利益		14,013
親会社株主に帰属する当期純利益		105,654

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	553,031	608,923	18,361,003	△36,437	19,486,520
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△114,820		△114,820
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			105,654		105,654
自己株式の取得				△69,119	△69,119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△9,165	△69,119	△78,285
当 期 末 残 高	553,031	608,923	18,351,837	△105,557	19,408,235

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,057,122	△360,772	696,349	82,897	20,265,767
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△114,820
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					105,654
自己株式の取得					△69,119
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	105,469	△2,948	102,520	14,113	116,633
当 期 変 動 額 合 計	105,469	△2,948	102,520	14,113	38,348
当 期 末 残 高	1,162,591	△363,721	798,870	97,010	20,304,115

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

当社の連結子会社は3社（株式会社東北三光、魚津運輸株式会社、テーエス運輸株式会社）であります。

当連結会計年度より、全株式を取得し子会社化したテーエス運輸株式会社を連結の範囲に含めております。

なお、2024年10月1日付で相模新栄運送株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。これにより、第3四半期連結会計期間より相模新栄株式会社は、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

(3) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(4) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

車両運搬具 2～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却を行っております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当連結会計年度末における負担額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④従業員株式給付引当金

当社及び当社子会社の従業員に対する当社株式等の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(6)退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7)収益及び費用の計上基準

当社グループは以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①貨物自動車運送事業

・貨物輸送

主に飲料製品、セメントなどのトラック輸送を行っております。輸送貨物の発送から引き渡すまでの一定の期間にわたって履行義務が充足すると考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

・荷役・保管収入

物流倉庫内での商品の入出庫・保管管理を行っております。荷役収入は、一時点で履行義務が充足する考え、作業等の完了時点で収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。保管収入は、一定の期間にわたって履行義務が充足する考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

②その他事業

・石油・セメント類等の販売（商品販売事業）

石油・セメント類等の商品の引き渡しを行っております。在庫リスクを伴わない取引であり、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足する考え、資産の引き渡し時に顧客から受け取る額から仕入先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

・車両の割賦販売（商品販売事業）

車両の割賦販売を行っております。顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足されると考え、資産の引き渡し時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

・自動車整備事業

自動車整備事業は、軽自動車から乗用車・大型トラック・特殊車両にも対応する民間車検場として、受注整備を行っております。役務の完了をもって

履行義務が充足すると考え、サービスの完了時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類上に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

1. 固定資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産 13,950,957千円、無形固定資産（のれんを除く） 54,141千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社グループは、遊休資産及び賃貸用資産については個別資産ごとに、事業用資産については事業所単位でグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候が認められる資産又は資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積もった成長率に基づいて行っております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場の動向や商圈内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測、トラック稼働台数や人件費の見込み、燃料費の市場価格予測に応じて事業所ごとに作成した将来売上予測及び将来営業損益予測並びに事業計画後の成長率であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を伴うものであります。そのため、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度以降において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

2. のれんの評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 560,267千円、減損損失 152,977千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社グループののれんは、株式の取得価額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、定期的に償却しております。株式の取得価額は、取得時における経営環境や事業戦略に基づき策定された事業計画を基礎とし、超過収益力を含めて決定しております。当該事業計画には、市場の動向や商圏内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測などの仮定に基づく将来の見積りが含まれております。

のれんに減損の兆候が認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額を比較することによって、減損損失の要否を判定します。その結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

また、のれんが帰属する事業から得られる将来キャッシュ・フローの見積りは、当該事業の営業損益実績や事業計画を基礎としております。事業計画に含まれる市場の動向や商圏内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測などの仮定は、経営環境や事業戦略の変化等によって影響を受けることから高い不確実性を伴い、将来のキャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画により将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、のれんが帰属する事業に影響がある場合には、のれんの減損損失が計上される可能性があります。

3. 追加情報

(株式報酬制度)

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は59,719千円、株式数は59,800株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社および子会社の従業員（以下「従業員」という。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、さらに当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン(従業員向け株式交付信託（RS信託）)を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が設定した信託の受託者が、当社が信託する金銭を原資として当社の普通株式(以下「当社株式」という。)の取得を行ったうえで、当社が付与するポイント数に応じた数の当社株式を、一定の要件を充足する従

業員に対して交付する、というインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の役職等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付するものとします。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は当連結会計年度末39,648千円、47,000株であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,269,795千円
(2) 担保に提供している資産	
① 担保に供している資産（帳簿価額）	
建物	108,376千円
土地	220,711千円
② 担保に対する債務（帳簿価額）	
1年以内返済予定の長期借入金	15,161千円
長期借入金	143,916千円
(3) 受取手形割引高	4,213千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,749千株	－千株	－千株	5,749千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	38千株	76千株	－千株	114千株

(注1) 当連結会計年度末の自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「従業員株式交付信託（ＲＳ）」が所有する当社株式106千株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2024年6月26日開催の第111回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 71,762千円
- ・1株当たり配当額 12.50円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月27日

(注)「配当金の総額」には、信託が保有する自社株式に対する配当金380千円が含まれております。

ロ. 2024年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 43,057千円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 2024年9月30日
- ・効力発生日 2024年12月13日

(注)「配当金の総額」には、信託が所有する自社株式に対する配当金757千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月26日開催の第112回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 43,057千円
- ・1株当たり配当額 7.50円
- ・基準日 2025年3月31日
- ・効力発生日 2025年6月27日

・ 配当の原資 利益剰余金

(注)「配当金の総額」には、信託が所有する自社株式に対する配当金801千円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは設備投資計画に照らして、必要な資金は自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収入金は、取引先の信用リスクに晒されています。

当該リスクに関しては、当社グループの営業管理規程に従い、各部署の管理責任者は、経理部作成の回収予定推移表によって、取引先ごとの期日管理、残高管理及び与信限度額管理を行っております。これにより、保有債権の早期回収を図るとともに、不良債権の発生を未然に防止する対策を講じております。

有価証券及び投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

差入保証金は、不動産の賃貸借契約等に基づく金銭の差入であり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、相手先の状況を定期的にモニタリングし、財政状況の悪化等の早期把握によりリスク軽減を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、次表に含めておりません（(注) 1. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
営業未収入金	1,179,194	1,179,188	△6
投資有価証券			
その他有価証券	2,196,426	2,196,426	－
差入保証金	1,379,513	1,348,329	△31,184
資産計	4,755,134	4,723,943	△31,190

(※) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	39,507

これらにつきましては、「その他有価証券」に含めておりません。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
営業未収入金	1,179,079	115	－	－
合計	1,179,079	115	－	－

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,196,426	—	—	2,196,426
資産計	2,196,426	—	—	2,196,426

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業未収入金	－	1,179,188	－	1,179,188
差入保証金	－	1,348,329	－	1,348,329
資産計	－	2,527,517	－	2,527,517

（注）時価算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価は、上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引しているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

営業未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに満期までの期間信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、相手先の信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや物流センター等の各種賃貸商業施設を所有しております。

（2）賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
6,781,701	△25,496	6,756,204	10,342,835

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は東部ヨコハマビル修繕工事（

52,114千円)、減少額は減価償却費(124,706千円)などであり
ます。

3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による「不動産鑑定評価基準」に定める手法を一部省略した評価に基づき、適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて自社で算定した金額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			
	貨物自動車運送事業	不動産賃貸事業	その他事業(注)	合 計
売上高				
一時点	859,612	—	233,556	1,093,169
一定期間	8,612,575	—	—	8,612,575
顧客との契約から生じる収益	9,472,187	—	233,556	9,705,744
そ の 他 収 益	—	637,483	27,660	665,143
外部顧客への売上高	9,472,187	637,483	261,216	10,370,887

(注)「その他事業」は、商品販売事業(石油製品、セメントの販売等)、自動車整備事業などであります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループにおける主な顧客との契約に生じる収益の内容は、「1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (7)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当社の取引に関する支払い条件は、通常短期のうちに支払い条件が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

- (3) 当期及び翌期に以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,417,233
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,325,619
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,586円50銭
1株当たり当期純利益	18円67銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,195,064	流 動 負 債	1,106,147
現 金 及 び 預 金	4,134,585	営 業 未 払 金	540,841
電 子 記 録 債 権	1,540	リ ー ス 債 務	39,514
営 業 未 収 入 金	900,216	未 払 金	52,241
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	26,098	未 払 費 用	149,238
前 払 費 用	103,026	未 払 法 人 税 等	69,328
そ の 他	29,597	前 預 受 金	105,868
固 定 資 産	18,489,205	預 賞 与 引 当 金	12,675
有 形 固 定 資 産	13,376,634	賞 与 の 金 他	85,256
建 物	4,435,593	固 定 負 債	2,232,169
構 築 物	203,549	預 り 建 設 協 力 金	41,173
機 械 及 び 装 置	46,840	リ ー ス 債 務	315,896
車 両 運 搬 具	172,331	繰 延 税 金 負 債	1,283,685
工 具、器 具 及 び 備 品	19,850	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	102,258
土 地	8,126,107	退 職 給 付 引 当 金	4,162
リ ー ス 資 産	324,009	役 員 株 式 給 付 引 当 金	47,289
建 設 仮 勘 定	48,352	従 業 員 株 式 給 付 引 当 金	15,560
		資 産 除 去 債 務	19,572
		そ の 他	402,569
		負 債 合 計	3,338,317
無 形 固 定 資 産	117,462	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	21,312	株 主 資 本	19,547,875
の れ ん	63,700	資 本 本 金	553,031
そ の 他	32,449	資 本 剰 余 金	608,923
投 資 そ の 他 の 資 産	4,995,108	資 本 準 備 金	527,524
投 資 有 価 証 券	2,229,059	そ の 他 資 本 剰 余 金	81,398
関 係 会 社 株 式	1,153,650	利 益 剰 余 金	18,491,477
長 期 前 払 費 用	12,165	利 益 準 備 金	89,411
保 険 積 立 金	337,473	そ の 他 利 益 剰 余 金	18,402,066
差 入 保 証 金	1,249,893	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,934,685
そ の 他	19,862	別 途 積 立 金	13,002,160
貸 倒 引 当 金	△6,996	繰 越 利 益 剰 余 金	3,465,220
資 産 合 計	23,684,270	自 己 株 式	△105,557
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	798,077
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,161,798
		土 地 再 評 価 差 額 金	△363,721
		純 資 産 合 計	20,345,953
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,684,270

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,595,855
売 上 原 価		7,826,793
売 上 総 利 益		769,062
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		574,416
営 業 利 益		194,645
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	71,258	
そ の 他	9,036	80,295
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,373	
支 払 手 数 料	4,500	
そ の 他	1,956	15,830
経 常 利 益		259,111
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	36,262	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	175,840	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	93,450	305,553
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,198	2,198
税 引 前 当 期 純 利 益		562,465
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	156,587	
法 人 税 等 調 整 額	7,255	163,842
当 期 純 利 益		398,622

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合 計
						固定資産圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	553,031	527,524	81,398	608,923	89,411	1,968,078	13,002,160	3,148,025	18,207,675	△36,437	19,333,192
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮 積立金の取崩				—		△33,392		33,392	—		—
剰余金の配当				—				△114,820	△114,820		△114,820
当期純利益				—				398,622	398,622		398,622
自己株式の取得				—					—	△69,119	△69,119
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)				—					—		—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△33,392	—	317,195	283,802	△69,119	214,683
当 期 末 残 高	553,031	527,524	81,398	608,923	89,411	1,934,685	13,002,160	3,465,220	18,491,477	△105,557	19,547,875

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,056,643	△360,772	695,871	20,029,063
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮 積立金の取崩			—	—
剰余金の配当			—	△114,820
当期純利益			—	398,622
自己株式の取得			—	△69,119
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	105,155	△2,948	102,206	102,206
当期変動額合計	105,155	△2,948	102,206	316,889
当 期 末 残 高	1,161,798	△363,721	798,077	20,345,953

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法を採用しております。 |
| ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等
以外のもの

・ 市場価格のない株式等 | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。 |

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 2～50年
車両運搬具 2～6年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 均等償却を行っております。 |

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員に対する株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

⑤ 従業員株式給付引当金

当社及び当社子会社の従業員に対する当社株式等の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1： 顧客との契約を識別する。

ステップ2： 契約における履行義務を識別する。

ステップ3： 取引価格を算定する。

ステップ4： 取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5： 履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社の主な事業の収益及び費用の計上基準は以下のとおりであります。

①貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業は、一定の期間にわたって履行義務が充足すると考え、履行義務の進捗度に基づき収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。貨物自動車運送事業のうち荷役収入につきましては、一時点で履行義務が充足すると考え、作業等の完了時点で収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

②その他事業

商品販売事業は、在庫リスクを伴わない取引が含まれており、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足すると考え、資産の引き渡し時に顧客から受け取る額から仕入先へ支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

商品販売事業において、車輛の割賦販売が含まれており、顧客に支配が移転した時をもって履行義務が充足され则认为、資産の引き渡し時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

自動車整備事業は、役務の完了をもって履行義務が充足すると考え、サービスの完了時に収益を認識し、それに対応した費用を計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類上に計上した会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

1. 固定資産の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 13,376,634千円、無形固定資産 117,462千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社は遊休資産及び賃貸用資産については個別資産ごとに、事業用資産については事業所単位でグルーピングを行っております。

固定資産のうち減損の兆候が認められる資産又は資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②主要な仮定

資産グループの継続的使用によって生じる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された事業計画と、事業計画が策定されている期間を超えている期間についての市場の長期平均成長率の範囲内で見積もった成長率に基づいて行っております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場の動向や商圈内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測、トラック稼働台数や人件費の見込み、燃料費の市場価格予測に応じて事業所ごとに作成した将来売上予測及び将来営業損益予測並びに事業計画後の成長率であります。

③翌年度の計算書類に与える影響

当該将来キャッシュ・フローの見積りに用いた仮定は不確実性を伴うものであります。そのため、主要な仮定に見直しが必要となった場合には、翌事業年度以降において、新たに減損損失が発生する可能性があります。

2. 関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 1,153,650千円

(2)その他の情報

①算出方法

当社では、市場価格のない関係会社株式については、実質価額と帳簿価額とを比較することによって、減損処理の要否を判定しています。株式の実質価額が著しく下落している場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減額する方針としております。

②主要な仮定

実質価額の評価は、関係会社の経営環境や事業戦略に基づき策定された事業計画を基礎としております。また、当該事業計画には、市場の動向や商圈内の環境、取引先の貨物の需給状況の予測などの仮定に基づく将来の見積りが含まれています。

③翌年度の計算書類に与える影響

事業計画により将来キャッシュ・フローの見積りに使用した条件及び仮定に変更が生じ、今後、関係会社の経営環境や事業戦略が変化し、事業計画に用いた仮定を見直すことなどにより、関係会社の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合には、関係会社株式評価損が計上される可能性があります。

3. 追加情報

(株式報酬制度)

当社は、2019年6月26日開催の第106回定時株主総会の決議に基づき、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」（以下「本制度」という。）を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

当社は取締役に対し、役員株式給付規程に基づき定まるポイントを付与し、役員退任時等に累計ポイントに応じた当社株式及び金銭を給付します。役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は59,719千円、株式数は59,800株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社および子会社の従業員（以下「従業員」という。）に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、さらに当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、従業員向けインセンティブ・プラン(従業員向け株式交付信託（RS信託))を導入しております。

本制度に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が設定した信託の受託者が、当社が信託する金銭を原資として当社の普通株式(以下「当社株式」という。)の取得を行ったうえで、当社が付与するポイント数に応じた数の当社株式を、一定の要件を充足する従

業員に対して交付する、というインセンティブ・プランです。当該ポイントは、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、従業員の役職等に応じて付与されるものであり、各従業員に交付される当社株式の数は、付与されるポイント数により定まります。交付される当社株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより、退職までの譲渡制限を付するものとします。

② 信託に残存する自社の株式

当社は、本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額および株式数は当連結会計年度末39,648千円、47,000株であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 10,532,473千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	10,390千円
② 長期金銭債権	6,450千円
③ 短期金銭債務	4,505千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	66,588千円
② 営業費用	107,053千円
③ 営業取引以外の取引高	2,956千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	38千株	76千株	－千株	114千株

(注1) 当事業年度末の自己株式には、「株式給付信託（ＢＢＴ）」及び「従業員株式交付信託（ＲＳ）」が所有する当社株式106千株が含まれております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(千円)
繰延税金資産	
貸倒引当金	2,183
賞与引当金	25,841
退職給付引当金	1,298
役員株式給付引当金	14,759
従業員株式給付引当金	4,856
減損損失	107,457
長期未払金	9,706
未払事業税	12,666
未払事業所税	318
一括償却資産	575
投資有価証券評価損	24,371
土地再評価差額金	715,830
その他	46,153
繰延税金資産小計	966,019
評価性引当額	△316,854
繰延税金資産計	649,164
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△877,766
その他有価証券評価差額金	△491,679
土地再評価差額金	△634,228
その他	△31,435
繰延税金負債計	△2,035,108
繰延税金負債の純額	△1,385,944

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約に生じる収益の内容は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

当社の取引に関する支払い条件は、通常短期のうちに支払い条件が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,611円14銭
-----------	-----------

1株当たり当期純利益	70円43銭
------------	--------

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

※ 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

東部ネットワーク株式会社
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 功一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 伊藤 達哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東部ネットワーク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東部ネットワーク株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

東部ネットワーク株式会社
取締役会 御中

普 賢 監 査 法 人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 佐藤 功一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 伊藤 達哉
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東部ネットワーク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合に、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 普賢監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月3日

東部ネットワーク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 飯 島 利 英 ㊞

監 査 等 委 員 稲 村 久仁雄 ㊞

監 査 等 委 員 坪 井 孝 文 ㊞

監 査 等 委 員 田 村 伸 子 ㊞

(注) 監査等委員 稲村 久仁雄、坪井 孝文、田村 伸子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付け、安定した配当の維持を基本とし、業績や財務状況等を勘案して配当を行う方針としております。

期末配当につきましては、第112期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は43,057,597円となります。

従いまして、1株につき7円50銭の中間配当金を加算した年間配当金は、金15円00銭となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	わかやま よしたか 若山 良孝 (1960年11月11日)	1994年2月 当社入社 2008年6月 当社取締役兼執行役員 営業部統括部長 2010年4月 当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長 2012年4月 当社取締役兼執行役員 営業部営業開発部長兼東部海老名物流セ ンター、播磨・埼玉営業所管掌 2013年6月 当社取締役兼執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 2015年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 第一営業部門担当部長兼営業開発部長 2016年6月 当社代表取締役社長 2022年10月 魚津運輸株式会社 取締役（現任） 2023年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員（現 任） 2024年4月 テーエス運輸株式会社 取締役（現任）	15,800株
<取締役候補者とした理由> 若山良孝氏は、当社の代表取締役社長を現任し、営業部門の経験を有しており、これまで現場で培ってきたノウハウを引き続き取締役会の意思決定及び事業活動の牽引に活かせることが期待されることから、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	みさわ ひでゆき 三澤 秀幸 (1963年5月23日)	1989年 3 月 当社入社 2003年 4 月 当社執行役員経理部長 2006年 6 月 当社取締役兼執行役員 経理部長 2008年10月 当社取締役常務執行役員 経理部長 2009年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 管理本部長兼経営企画室長 2015年 6 月 当社代表取締役専務兼専務執行役員 (現任)	33,200株
<取締役候補者とした理由> 三澤秀幸氏は、当社において経理・財務関連業務や経営企画業務での経験を有しており、代表取締役専務として経営に深く携わっているため、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。			
3	あべ さとし 阿部 悟志 (1965年4月9日)	1989年 4 月 富士コカ・コーラボトリング株式会社入社 2006年10月 コカ・コーナショナルビバレッジ株式 会社 物流部部长 2009年 1 月 コカ・コーライーストジャパンロダックス株式会社 物流部部长 2013年 7 月 コカ・コーライーストジャパン株式会社 輸送管理部部長 2020年 1 月 コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 S C M本部 神奈川/山梨物流部部长 2021年 6 月 当社入社 当社執行役員 東日本営業部部长 2022年 4 月 株式会社東北三光 代表取締役社長 (現任) 2022年 6 月 相模新栄運送株式会社 代表取締役社長 2022年 6 月 当社取締役兼執行役員 東日本営業部部长 2023年 4 月 当社取締役兼執行役員 東日本営業部部长兼安全品質管理部部長 2023年10月 当社取締役兼執行役員 ロジスティクスイノベーション及びセーフティオリティ担当部長 2023年11月 魚津運輸株式会社 取締役 (現任) 2024年 6 月 当社常務取締役兼常務執行役員 2024年10月 当社常務取締役営業本部長兼常務執行役員 (現任)	1,700株
<取締役候補者とした理由> 阿部悟志氏は、コカ・コーラ社において、ロジスティクス、調達、リース、法人営業、物流計画等の幅広い業務経験を有し、物流業界における事業最適化を推進してきた実績があります。不透明かつ不確実な事業環境において、物流現場の豊かな経験を活かし、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
4	わたなべ かずき 渡邊 一樹 (1961年9月20日)	1985年4月 日本勧業角丸証券株式会社（現みずほ証券株式会社）入社 1987年1月 米 国 投 資 銀 行 Kidder Peabody(New York)及びHambros Bank (New York) 出向 1999年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)転籍 投資銀行部ヴァイスプレジデント 2004年9月 株式会社みずほ銀行 法人企画部参事役 2012年7月 みずほ証券株式会社 アドバイザリー第七部長 2015年4月 日本写真印刷株式会社（現NISSHA株式会社）出向 経営企画部マネージャー 2021年1月 同社 事業企画室チーフスペシャリスト 2022年3月 当社入社 当社経営企画戦略室室長 2023年6月 当社取締役兼執行役員 経営企画戦略室室長 2023年10月 当社取締役兼執行役員 コーポレートプランニング室長（現任）	1,300株
<取締役候補者としての理由> 渡邊一樹氏は、証券会社、金融機関、事業会社での業務経験に基づき、財務・会計・M&A・ベンチャー投資・新規事業の企画推進等の豊富な専門知識等を有しております。当社グループの企業価値向上に向けた中長期的な経営戦略の策定及び推進・実行の役割が期待されることから取締役候補者としております。			
5	【社外】 いわぶち えり 岩渕 恵理 (1990年2月9日)	2016年4月 三井住友信託銀行株式会社入社 2016年5月 弁護士登録 2019年2月 プロアクト法律事務所入所（現任） 2022年12月 成友興業株式会社 社外取締役（現任） 2023年9月 ビルボックスジャパン株式会社 社外監査役 2023年11月 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 2024年6月 当社社外取締役（現任）	0株
<社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要> 岩渕恵理氏は、弁護士・公認不正検査士として企業のリスクマネジメントについて豊富な知見を有しており、その知見を活かした助言及び提言を期待するとともに、コーポレート・ガバナンス体制強化に寄与いただけると判断し、取締役候補者としております。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩渕恵理氏は、社外取締役候補者であります。なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 岩渕恵理氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 岩渕恵理氏の戸籍上の氏名は、滝澤恵理であります。
5. 当社は、岩渕恵理氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、岩渕恵理氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。なお、各取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である稲村久仁雄氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、 担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
【新任】 【社外】 おおつか さとし 大塚 聡 (1962年10月4日)	1985年 4 月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行 2008年 8 月 同社 リテール企画推進部（本店）副部長 2010年 5 月 ビジネクスト株式会社出向 取締役 経営管理部長 2012年 4 月 三井住友信託銀行株式会社 リテール受託業務部 副部長 2013年 7 月 三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社出向 人事部長 2015年 4 月 株式会社セイビ出向 総務部付部長 2016年 4 月 同社 執行役員兼株式会社セイビ・プロパティ・マネジメント 取締役 2019年 4 月 同社 執行役員兼株式会社セイビ・プロパティ・マネジメント 代表取締役社長 2025年 3 月 同社 執行役員（現任）	0株
<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 大塚聡氏は、金融機関の営業部門並びに事業会社の経営を通じ豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されるものと判断し、新任の監査等委員である社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 大塚聡氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大塚聡氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 なお、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、原案通り選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、大塚聡氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告に記載のとおりであります。大塚聡氏の選任が承認された場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）継続の件

当社は、2022年5月10日付当社取締役会決議及び2022年6月28日付第109回定時株主総会決議に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「現対応方針」といいます。）を導入しておりますところ、その有効期間は本総会終結の時までとされております。

当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を継続するとともに、現対応方針の内容を一部変更したうえで継続することを決定しました（以下、変更後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針継続にあたり、対象となる大規模買付行為の定義の変更、取締役会評価期間の延長に関する定めを追加等所要の修正を行っておりますが、現対応方針の基本的な仕組みに変更はありません。

本議案は、当社定款第45条の定めに基づき、本対応方針継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、保有不動産の有効利用による事業の安定化に加えて、3PL（物流の一括受注）による提案物流等の新事業を構築する不動産賃貸事業及び自動車整備事業等も組み込んだ総合物流業である当社及び当社グループ（以下「当社グループ」といいます。）の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、主力事業である公共性の高い貨物自動車運送事業という当社グループに与えられた社会的な使命、それらをふまえた当社グループの企業価値の向上ひいては株主共同の利益の確保等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの強みである、①安全が絶対条件である危険物輸送の高度な知識を、一般貨物輸送に取り込み商品化した事業展開、②取引先の多面的なニーズに応え高品質の物流を提供するノウハウと専門性、3PL事業による物流の一括受注、③労使一体となった事業の推進等独自性を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視野を持った経営を理解した取組みが実行され

ない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損される可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール（詳細については、II 3. をご参照下さい。以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後のみ当該買付行為を開始する必要があると考えております。

II. 提案の内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

当社は、Iで述べた会社支配に関する基本方針に照らし、①特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為、又は③結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（注4）（いずれにおいてもあらかじめ当社取締役会が同意した者を除き、また①及び②の買付行為は市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。かかる買付行為又は合意等を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を以下「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール（大規模買付ルール）に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みと致します。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の保有者（同法第27条の2第3第1項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の2第5第1項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいい、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）又は、

(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関連者（(イ)これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、(ロ)これらの者の公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(ハ)これらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）を併せた者をいいます。）

を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の2第3第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

かかる株券等保有割合又は株券等所有割合の計算上、(イ)当社のある株主（以下、本注2において「当初株主」といいます。）の特別関係者又は共同保有者、及び(ロ)当初株主又は上記(イ)の者の関連者は、本対応方針においては当初株主の共同保有者又は特別関係者とみなします（以下同じとします。）。各株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の2第3第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、同法第27条の2第3第1項に規定する株券等を意味し、これらについての同法第2条第2項に定める有価証券表示権利を含みます。

注4：当社のある株主（以下、本注4において「当初株主」といいます。）が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本注4において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当初株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当初株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為として当社取締役会が合理的に認めた行為（かかる判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成、その他意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実等を基礎に行うものとします。）をいいます。

1. 本対応方針継続の必要性

|で述べましたとおり、当社は、大規模買付者においては、大規模買付行為に先だし、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て等の実施の可否について決議を行った後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであると考えております。

当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表致します。さらに、当社取締役会が必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に判断する機会を与えられることとなります。

併せて、大規模買付ルールを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定め、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の取組みとして、本対応方針を継続することとしました。

なお、当社の第1順位株主である中村 巨宏氏は、当社株式の24.6%を保有しておりますが、当社の企業価値向上への取組み等について賛同していただいていることから、本対応方針における対象にはしておりません。一方、当社には他に突出した大株主はなく、多くの部分は個人株主によって保有されていることから、今後、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できないものと考えております。

2. 独立委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者（注5）の中から選任します。本対応方針継続時の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙1に記載のとおりです。また、独立委員会の概要は別紙2のとおりです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断（下記II 4.（1）をご参照下さい。）、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断（下記II 4.（2）ア.をご参照下さい。）及び新株予約権無償割当てを実施・変更・停止すべきか否かの判断（下記II 4.（1）ない

し（４）をご参照下さい。）など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必ず独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。また、独立委員会が、大規模買付行為について企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がある場合であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告（下記Ⅱ 4.（２）イ.をご参照下さい。）を行い、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家等の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員の出席により、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数の出席により、出席者の過半数をもってこれを行います。

注５：社外有識者は、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

３．大規模買付ルールの内容

（１）情報の提供

当社が設定する大規模買付ルールとは、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当て又はその他の法令及び定款の下でとりうる合理的な施策（以下「新株予約権無償割当て等」といいます。）の実施の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明書受領後１０営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該大規模買付者に交付します。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当

社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者（並びにファンドの場合は各組合員その他の構成員）を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）

②大規模買付行為の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）

③当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

④当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

⑤当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

（２）取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、６０日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は９０日（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表致します。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示したりすることもあります。

なお、取締役会評価期間内に独立委員会が下記（３）に定める勧告を行うに至ら

ないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施又は株主意思確認のための株主総会招集の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（初日不算入）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその理由を適時適切に開示致します。

（３）株主総会決議

独立委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が下記Ⅱ 4.（２）ア.（a）又は（b）に該当する等して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため新株予約権無償割当ての実施を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、新株予約権無償割当ての不実施を勧告した場合を除き、新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、新株予約権無償割当て等の実施についての承認を議案とする株主総会を以下の手続きに従い開催するものとします。

当社株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会（以下「本株主総会」といいます。）による決議によるものとします。当社は、本株主総会の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、新株予約権無償割当て等を実施し又は実施しないことと致します。なお、当社取締役会は、上記Ⅱ 3.（２）の取締役会評価期間内に、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって公告するものとします。

① 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。

② 本株主総会の決議は、法令及び当社定款第46条に基づき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとします。

③ 特定株主グループは、本株主総会終結時まで、当社株券等の買付けを開始してはならないものとします。

④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、又は本株主総会の延期若しくは中止をすることができるものとします。

4. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

（１）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを実施し、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び新株予約権無償割当ての実施の可否は、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

具体的にいかなる条件で新株予約権無償割当てを実施するかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものによることとします。新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間や行使条件等を設けることがあります。

（２）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

ア．原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、当社株主の皆様への説明責任を果たすに留め、原則として株主総会決議にかけることなく当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施することはありません。当該大規模買付行為に対する新株予約権無償割当て等を実施するか否かは、当社株主の皆様は株主総会において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合であると、当社取締役会が判断したときには、当社取締役会は企業価値ひいては株主共同の利益を守るために新株予約権無償割当て等を実施することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。なお、上記の例外的対応をとる際の判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後経営方針等を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び大規模買付行為の具体的内容や、当該大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで判断します。

（a）次の①から④までに掲げる行為等当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合

①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行

為

②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

イ. 新株予約権無償割当ての不実施の勧告

独立委員会は、大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価・検討の結果、大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがなく、株主総会を開催する必要がない場合であると判断した場合には、取締役会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、新株予約権無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、いったん新株予約権無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものと致します。

(3) 取締役会の決議

当社取締役会は、本株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当て等の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、上記決議の概要とその他当社取締役会が適切と判断する事項について、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示致します。

(4) 新株予約権無償割当て実施の停止等について

当社取締役会は、当社取締役会又は本株主総会が新株予約権無償割当ての実施を決定した後も、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権無償割当ての実施の変更又

は停止を行うことがあります。

例えば、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に新株予約権無償割当てを実施することが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり新株予約権無償割当てを停止することができるものとします。

① 当該新株予約権無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。

② 新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当該新株予約権を無償取得する。

当社取締役会は、このような新株予約権の無償割当ての実施の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主・投資家に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記II 4. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 新株予約権の無償割当て実施時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当てを実施することがありますが、当該新株予約権の無償割当ての仕組上、当社株主の皆様（新株予約権の無償割当て実施の対象となった大規模買付行為を行う大規模買付者及びその特定株主グループを除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをして

いただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、新株の交付を受けることがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせ致します。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

6. 本対応方針の適用開始と有効期限

本対応方針は、本総会における株主の皆様のご承認をもって継続することとなりますが、その有効期限は同承認があった日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、その後の継続については改めて株主の皆様のご承認を得るものとします。また、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。その場合には、その変更内容を速やかにお知らせします。

以上

独立委員会委員略歴

本対応方針継続時の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

岩淵 恵理（いわぶち えり）

1990年生

2016年4月 三井住友信託銀行株式会社入行

2016年5月 弁護士登録

2019年2月 プロアクト法律事務所入所（現任）

2022年12月 成友興業株式会社 社外取締役（現任）

2023年9月 ピルボックスジャパン株式会社 社外監査役

2023年11月 同社 社外取締役（監査等委員）（現任）

2024年6月 当社 社外取締役（現任）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

坪井 孝文（つばい たかふみ）

1962年生

1987年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行

2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 ロンドン支店 参事役

2007年5月 同行 営業第八部 次長

2008年7月 同行 営業第四部 次長

2011年7月 株式会社みずほ銀行 丸之内第二部 部長

2015年4月 日本カーリット株式会社 化薬部長

2017年4月 みずほファクター株式会社 上席執行役員ファクタリング事業本部長

2018年12月 同社 取締役常務執行役員

2023年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

東京トラフィック開発株式会社 社外監査役（現任）

2023年12月 パシフィックコンサルタンツ株式会社 社外監査役（現任）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会に

において選任された場合には、当社社外取締役役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

田村 伸子（たむら のぶこ）

1972年生

1998年4月 弁護士登録 新神田法律事務所入所

2004年10月 創価大学法科大学院要件事実教育研究所研究員

2007年4月 同校法科大学院専任講師

2019年4月 同校法科大学院教授（現任）

2020年4月 同校法科大学院研究科長補佐

同校法科大学院要件事実教育研究所所長（現任）

2024年4月 同校法科大学院研究科長（現任）

2024年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任）

同氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員に指定されており、本定時株主総会において社外取締役役に選任された場合には、引き続き独立役員に指定される予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

大塚 聡（おおつか さとし）

1962年生

1985年4月 住友信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社）入行

2008年8月 同社 リテール企画推進部（本店） 副部長

2010年5月 ビジネクスト株式会社出向 取締役 経営管理部長

2012年4月 三井住友信託銀行株式会社 リテール受託業務部 副部長

2013年7月 三井住友トラスト・ビジネスサービス株式会社出向 人事部長

2015年4月 株式会社セイビ出向 総務部付部長

2016年4月 同社 執行役員兼株式会社セイビ・プロパティ・マネジメント 取締役

2019年4月 同社 執行役員兼株式会社セイビ・プロパティ・マネジメント

代表取締役社長

2025年3月 同社 執行役員（現任）

同氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者であり、本定時株主総会において選任された場合には、当社社外取締役役に就任する予定です。加えて、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、本定時株

主総会において社外取締役を選任された場合には、独立役員に指定される予定です。
同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

関根 修一（せきね しゅういち）

1953年生

1984年 4月 弁護士登録 第一東京弁護士会入会酒巻・植松・青木法律事務所

1985年 4月 青木総合法律事務所

1987年 4月 青木・関根・田中法律事務所 パートナー弁護士（現任）

2024年 6月 株式会社丸藤シートパイル 社外取締役（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

独立委員会の概要

1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

3. 任期

独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その後についても同様とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、上記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、現任の独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には、当社取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

5. 決議事項その他

独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

① 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の決定

- ② 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
- ③ 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
- ④ 大規模買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に当たるか否かの決定
- ⑤ 大規模買付ルールを遵守したか否かの決定
- ⑥ 取締役会評価期間を延長するか否かの決定
- ⑦ 新株予約権無償割当て等の実施の可否につき株主総会に諮るべきであることの決定
- ⑧ 新株予約権無償割当て等を実施・不実施・変更・停止すべきかの決定
- ⑨ 大規模買付ルールの継続・変更・廃止の検討
- ⑩ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及び発行条件

当社取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者は、原則として新株予約権を行使することができない。また、外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる者も、原則として新株予約権を行使することができない（但し、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、この者の有する新株予約権も、後記8. のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象とする。）。さらに、特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除

く。)も、本新株予約権を行使することができない。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

8. 当社による新株予約権の取得

①当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

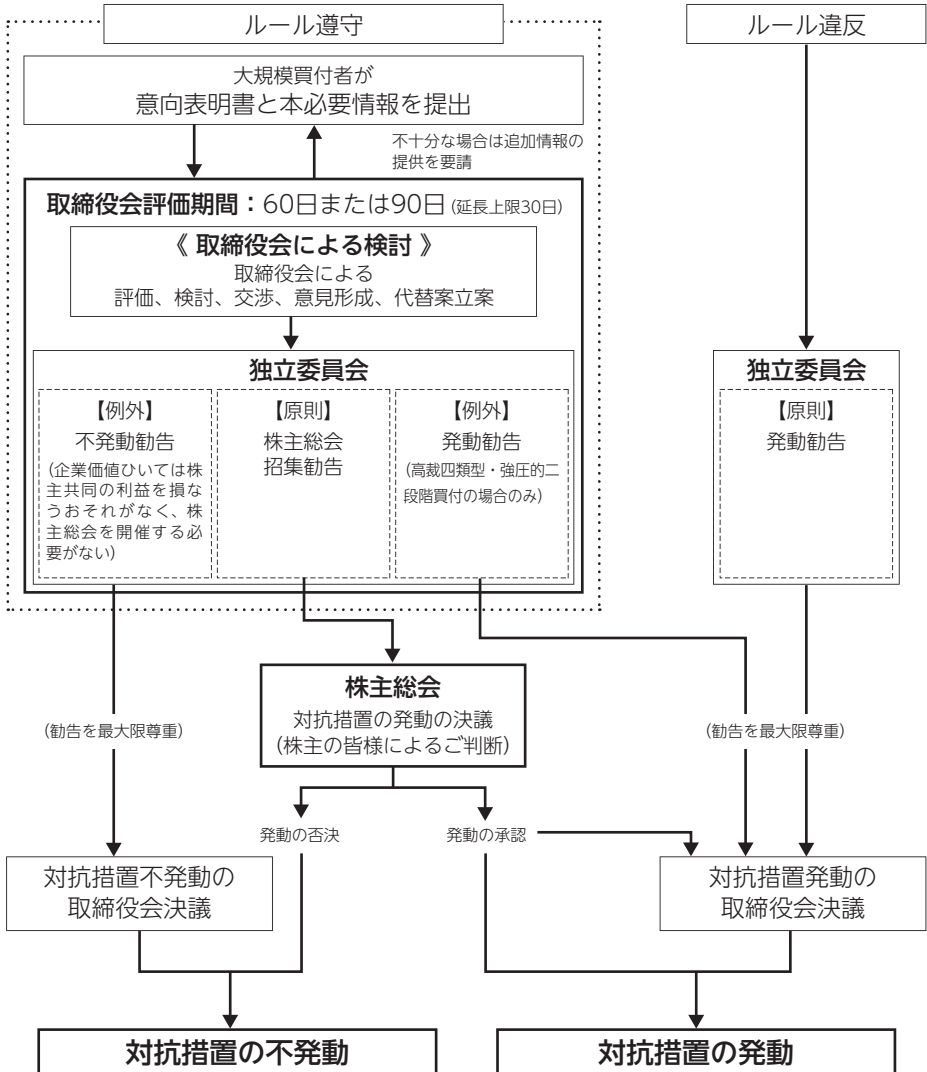
②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、特定株主グループに属する者及び取得がなされる日までに特定株主グループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（但し、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）以外の者が有する新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、新株予約権を有する者のうち特定株主グループに属する者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（但し、かかる当社取締役会の認定にあたり、当社は、本8.②前段に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、上記の取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。

以上

当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）のイメージ図

大規模買付者の出現



(注) イメージ図は、あくまで本対応方針に対する理解を助けることを目的とした参考資料です。本対応方針の詳細については本総会招集ご通知32頁から49頁まで及び当社の2025年5月14日付プレスリリースをご参照ください。

定時株主総会会場ご案内図

お土産の配布を取りやめております。ご了承のほどお願い申し上げます。

会場：横浜市神奈川区栄町2番地の9

東部ヨコハマビル 4階



交通

- 京浜急行線・神奈川駅下車 徒歩約2分
○J R線・京浜急行線・東急東横線・みなとみらい線・相模鉄道線
横浜市営地下鉄線

横浜駅下車

きた通路きた東口A出口より徒歩約6分

※駐車場のご用意はございませんので公共交通機関をご利用ください。

※ご来場にあたりサポートが必要な株主様は事前にご連絡くださいますようお願い申し上げます。＜電話番号：045-461-1651＞